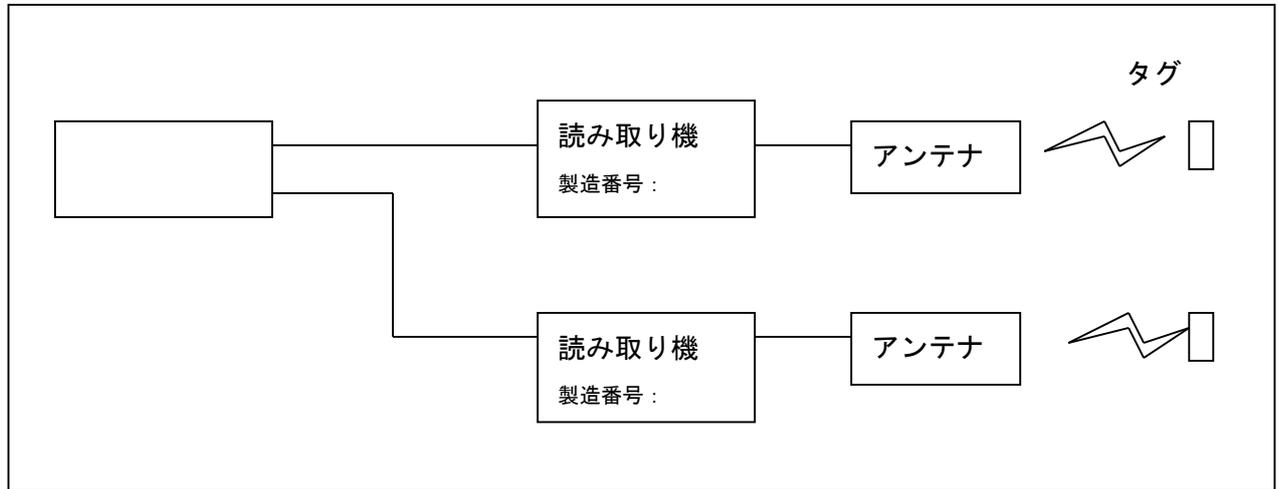


【記載例】

【システム構成図】



※機能上一体となって1の通信系を構成するものである場合、このシステム構成図を添付することで、2以上の送信設備を含めて「1局」として申請することができます（**構内無線局に限ります**）。

※上記に該当しない場合は、このシステム構成図の提出は不要です。